

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし。

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし。

（3）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

ア 平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額を取得価額の10%とした定額法、耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）まで償却する。

イ 平成19年4月1日以後に取得したもの

残存価額を0円とした定額法。償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

無形固定資産

残存価額を0円にした定額法

（4）引当金の計上基準

退職給付引当金

職員の退職金の支給に備えるための、全国社会福祉団体職員退職手当に基づく要支給額を退職給与引当金として計上している。対象となる職員は10名である。

（5）その他財務諸表作成のための基本となる重要事項

リース取引の会計処理について

オペレーティングリースは、通常の賃貸借取引による方法に準ずる会計処理による。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2 重要な会計方針の変更

平成27年度より、「社会福祉法人会計基準」（平成23年7月27日厚生労働省局長連名通知）を採用。

3 法人が作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

社会福祉法人会計基準、経理規程に基づき作成する財務諸表は以下のとおり。

なお、事業区分が社会福祉事業のみで、拠点区分が1つだけであることから、第1号の2様式・3様式、第2号の2様式・3様式、第3号の2様式・3様式、は省略している。

（1）法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

（2）拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

（3）財産目録

（4）付属明細書

（5）拠点区分におけるサービス区分の内容

法人運営事業サービス区分

別府市社会福祉会館事業サービス区分

別府市北部コミュニティーセンター事業サービス区分

日常生活自立支援事業サービス区分

高齢者福祉事業サービス区分

生活困窮者自立相談支援事業サービス区分

居宅介護支援事業サービス区分

訪問支援事業サービス区分

介護保険サービス事業

総合支援サービス事業

自立生活支援有償ホームヘルプサービス事業

共同募金事業サービス区分

4 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,300,000	0	0	1,300,000
合 計	1,300,000	0	0	1,300,000

- 5 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
 北部コミュニティーセンターサービス区分のラボードXP70を廃棄したことに伴い、国庫補助金等特別積立金
 1円を取崩した。

6 担保に供している資産

該当なし。

7 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
定期預金(基本金)	1,300,000		1,300,000
建物	321,455,000	124,828,672	196,626,328
構築物	5,877,500	3,188,540	2,688,960
車輛運搬具	5,580,313	3,778,400	1,801,913
器具及び備品	19,594,147	14,390,538	5,203,609
ソフトウェア	545,400	199,980	345,420
退職手当積立基金預け金			31,772,010
リサイクル料			26,170
貸付事業貸付金			117,000
福祉基金積立預金			60,000,000
職員退職金積立預金			7,529,907
自動車購入積立預金			2,395,349
合 計	354,352,360	146,386,130	309,806,666

8 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

該当なし。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合 計			

9 関連当事者との取引の内容

該当なし。

10 重要な偶発債務

該当なし。

11 重要な後発事象

該当なし。

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 会計基準適用による過年度修正

新社会福祉法人会計基準採用に伴い、過年度の退職給付引当金と退職手当積立預け金との差額を新会計移行に伴う退職預け金差損として、5,427,300円を計上。